

厚生労働省発障０６１４第４号

平成２９年６月１４日

厚生労働省発障０５０９第３号

平成３０年５月９日

厚生労働省発障０７１１第１号

令和元年７月１１日

厚生労働省発障０６０９第５号

令和２年６月９日

厚生労働省発障１２２８第９号

令和２年１２月２８日

厚生労働省発障０３２８第１号

令和４年３月２８日

厚生労働省発障０３２９第１号

令和５年３月２９日

一部改正 厚生労働省発障０３３１第１３号

令和７年３月３１日

各 都 道 府 県 知 事

社会福祉法人等関係団体の長 殿

厚生労働事務次官

身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）の国庫
補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「身体障害者福祉費補助金（障害者
芸術文化活動普及支援事業）交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行
うこととされ、平成２９年６月９日から適用することとされたので通知する。

別 紙

身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）交付要綱

（通則）

- 1 身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

- 2 この補助金は、障害者の芸術文化活動の支援を推進する観点から、地域における障害者の芸術文化活動を支援する体制を全国に普及することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この補助金は、次の事業を交付の対象とする。

（1）都道府県レベルにおける活動支援

平成31年3月1日障発0301第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の別紙「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う事業並びに社会福祉法人その他の都道府県が認めた団体が行う事業に対して都道府県が補助する事業

（2）ブロックレベルにおける広域支援及び全国レベルにおける活動支援

実施要綱に基づき社会福祉法人その他の法人格を持つ団体が行う事業

（交付額の算定方法）

- 4 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(1)の事業

① 都道府県が行う事業

次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

② 社会福祉法人その他の都道府県が認めた団体が行う事業に対して都道府県が補助する事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(2)の事業

次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 事業内容	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ア 実施要綱の4 (1)の支援センターの設置等に係る事業を実施する場合	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施するために必要な給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、燃料費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、会議費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費、扶助費、負担金、補助金、助成金、交付金	1/2
イ 実施要綱の4 (2)の広域センターの設置等に係る事業を実施する場合	厚生労働大臣が必要と認めた額	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施するために必要な給与・諸手当、報酬、賃金、共済費、諸謝金、旅費、需用費(消耗品費、	10/10

ウ 実施要綱の4 (3)の連携事務局の設置等に係る事業を実施する場合		燃料費及び印刷製本費)、役務費(通信運搬費、手数料及び保険料)、会議費、使用料及び賃借料、委託費、備品購入費	
---------------------------------------	--	--	--

(交付の条件)

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 3の(1)の事業

- ① 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ② 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ③ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑥ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑦ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

⑧ 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑨ 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

⑩ 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア ①から⑦までに掲げる条件。

この場合において、①、②、③、⑤及び⑦の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、「別紙様式 3」とあるのは「別紙様式 3 に準じた様式」と、④中「50 万円」とあるのは「30 万円」と、「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

⑪ ⑩により付した条件に基づき、都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

- ⑫ 間接補助事業者から財産の処分による収入及び間接補助金にかかる消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(2) 3の(2)の事業

- ① 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ② 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- ③ 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- ④ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- ⑤ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ⑥ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- ⑦ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、別紙様式3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- ⑧ 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請手続）

- 6 この補助金の交付の申請は、別紙様式1による申請書を別途定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

（変更申請手続）

- 7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1か月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（補助金の概算払）

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

（実績報告）

- 10 この補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（5の（1）②又は（2）②により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により 4、6、7 及び 10 に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式1

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事
社会福祉法人等関係団体の長

(元号) 年度身体障害者福祉費補助金(障害者芸術文化活動普及支援事業)
の交付申請について

標記について、次のとおり国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 申請額 金 円
- 2 補助金所要額調書(別紙1)
- 3 事業計画書(別紙2-1～2-3)
- 4 添付書類
 - (1) 寄付行為又は定款(変更申請時において当初申請時と変更のない場合には、省略することができる。)
 - (2) (元号) 年度収入支出予算(見込)書(抄本)
 - (3) その他参考となる書類

(別紙1) 補助金所要額調査

単位:円

費目		内訳	数量/単位	数量/単位	数量/単位	単価	金額	備考	
対象経費支出予定額(A)	給与・手当								
		給与・手当合計						0	
	報酬								
		報酬合計						0	
	賞金								
		賞金合計						0	
	共済費								
共済費合計						0			
贈謝金									
	贈謝金合計						0		
旅費									
	旅費合計						0		
需用費	消耗品費								
		消耗品費合計						0	
	燃料費								
		燃料費合計						0	
	印刷製本費								
		印刷製本費合計						0	
役務費	通信運搬費								
		通信運搬費合計						0	
	手数料								
手数料合計						0			
保険料									
	保険料合計						0		
会議費									
	会議費合計						0		
使用料及び賃借料									
	使用料及び賃借料合計						0		
委託費									
	委託費合計						0		
備品購入費									
	備品購入費合計						0		
補助金等									
	補助金等合計						0		
支出予定額合計(A)							0		
収入(B)	事業収入								
	寄付金								
	その他								
	収入予定額合計(B)							0	
差引額 (A-B)=(C)							0		
基準額 (D)		※本通知から得られる基準額を記入すること。							
都道府県補助基本額 (E)		※都道府県レベルの活動支援の事業に関わる場合のみ記入すること。(C)と(D)を比較して、少ない方の額を記入すること。 なお、4(1)②により交付額を算出する場合のみ記入すること。							
都道府県補助予定額 (F)		※都道府県レベルの活動支援の事業に関わる場合のみ記入すること。 なお、4(1)②により交付額を算出する場合のみ記入すること。							
国庫補助基本額 (G)		※都道府県レベルの活動支援の事業に関わる場合は、(E)と(F)の額を比較して少ない方の額を記入すること。 ※都道府県レベルの活動支援の事業のうち、直接補助の場合、ブロックレベルの広域支援の事業、全国レベルの活動支援の事業に関わる場合は、(C)と(D)を比較して、少ない方の額を記入すること。							
補助率		※都道府県レベルの活動支援の事業(1/2)は0.5を、ブロックレベルの広域支援の事業、全国レベルの活動支援の事業(10/10)は1.0を選択すること。							
国庫補助所要額(G×補助率)(H)		※千円未満切り捨て表示							

※ 色つきのセルには計算式が設定されていますので入力しないでください。
 ※ 額が不足する場合は行を挿入してください。複数ページにわたっても結構です。
 ※ 委託費及び補助金等を計上する場合、本様式に基づき積算内訳を作成の上、添付してください。

都道府県レベルにおける活動支援 事業実施計画書

都道府県名

① 実施体制	☐ 直営 ☐ 補助（補助団体： ） ☐ 委託（委託先： ）	
② 国庫補助所要額	千円 （※「別紙 1」記載の「国庫補助所要額」）	
③ 事業内容	支援センターの設置	ア 都道府県内における相談支援
		イ 芸術文化活動を支援する人材の育成等
		ウ 関係者のネットワークづくり
		エ 芸術文化活動に参加する機会の確保
		オ 情報収集・発信
		カ 事業評価及び成果報告のとりまとめ
		の支援センター機能強化
		1. 地域の現状・課題
		2. 事業によりめざす成果
	④地域の現状・課題および事業によりめざす成果	

(記入上の留意事項)

- (1) 1枚で不足する場合には、複数ページにわたり記載すること。参考資料がある場合は、別添として提出可。
- (2) ②、③について、あてはまる□に☑の上、委託先・補助先については団体名を記載すること。
- (3) ④-1については、地域の支援先（障害当事者、障害福祉施設・団体・事業者、文化芸術施設・団体・事業者等）や障害者による文化芸術活動の現状や課題について記載すること。
- (4) ④-2については、④-1の現状・課題に対してもたらしたい変化や③の事業を通じてめざす成果及びその成果の達成度をどのようにして測定するのかを、記載すること。

ブロックレベルにおける活動支援 事業実施計画書

法人名

① 国庫補助所要額	千円 (※「別紙1」記載の「国庫補助所要額」)
② 事業内容	ア 都道府県の支援センターに対する支援
	イ 支援センター未設置の都道府県の事業所等に対する支援
	ウ 芸術文化活動に関するブロック研修の開催
	エ ブロック内の連携の推進
	オ 芸術文化活動に参加する機会の確保
	カ 自治体における基本計画策定の推進
	キ 事業評価及び成果報告のとりまとめ
③ブロックの現状・課題および事業によりめざす成果	1. 地域の現状・課題
	2. 事業によりめざす成果

(記入上の留意事項)

- (1) 1枚で不足する場合には、複数ページにわたり記載すること。参考資料がある場合は、別添として提出可。
- (2) ③-1については、ブロックの支援先（支援センター、未実施の自治体等）や障害者による文化芸術活動の現状や課題について記載すること。
- (3) ③-2については、③-1の現状・課題に対してもたらしたい変化や②の事業を通じてめざす成果及びその成果の達成度をどのようにして測定するのかを、記載すること。

全国レベルにおける活動支援 事業実施計画書

法人名

① 国庫補助所要額	千円 (※「別紙 1」記載の「国庫補助所要額」)
② 事業内容	ア 広域センター等に対する支援
	イ 全国連絡会議の実施
	ウ 全国の情報収集・発信
	エ 全国のネットワーク体制の構築、成果のとりまとめ、公表等
③ 全国の現状・課題 および事業によりめ ざす成果	1. 全国の現状・課題
	2. 事業によりめざす成果

(記入上の留意事項)

- (1) 1枚で不足する場合には、複数ページにわたり記載すること。参考資料がある場合は、別添として提出可。
- (2) ③-1については、広域センターや支援センター、障害者による文化芸術活動の現状や課題について記載すること。
- (3) ③-2については、③-1の現状・課題に対してもたらしたい変化や②の事業を通じてめざす成果及びその成果の達成度をどのようにして測定するのかを、記載すること。

